

磐田市長
様

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、磐田市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

1. 相談員の増員を要望いたします。

平成 22 年度のデータですと、磐田市の 1 日あたりの相談員数は 1.2 人になっております。また、職員のうち有資格者は一人であると伺っております。そのような状況では、市民からの数々の相談に対応することは困難であると考えられます。人口規模レベルが類似した焼津市や藤枝市では、専任相談員が常時 2 人はいる状況です。市が他の地域と同様に等しく、一定レベルの消費生活相談を受けられる状況になるよう、相談員の増員にご尽力いただきたいと思います。

2. 消費生活講座の充実を要望いたします。

多くの消費者に消費者問題に対する関心を高めてもらうためには、まず、消費生活講座が充実している必要があると考えます。平成 12 年度の出前講座の開催数が 8 回であったのに対し、平成 21 年度の開催数は 32 回であり、充実を図ってきたことが伺えます。しかし、平成 22 年度の出前講座数が 14 回と半減してしまいました。消費生活講座を開催することで、多くの消費者に消費者問題に対する関心を持ってもらう機会を与えられると思いますので、今後、講座の開催数を増やしていただけるようお願いいたします。

3. 消費者団体の育成を要望いたします。

磐田市には消費者団体があると伺っておりますが、さらに次世代の団体の担い手の育成に力を注いでいただきますよう要望いたします。それに向けた具体的施策として、リーダー養成講座の開設や消費者団体向けの会議室あるいは活動場所の提供などをご検討いただきたく存じます。

そもそも行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。